

町内会・自治会長 様

盛岡市長 内 舘 茂

盛岡市防犯活動支援事業の実施に伴う防犯パトロール用品の支給について（お知らせ）




日頃から、町内会・自治会の皆様におかれましては、地域の安全対策に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、地域における自主的な防犯活動を推進するため、防犯パトロール活動に必要な物品（以下「パトロール用品」という。）を支給する事業を実施しております。地域で防犯活動に御尽力されている皆様におかれましては、安全に活動するためにも、本制度を御活用いただきたいと存じます。

パトロール用品の支給を希望される場合は、次により申請いただきますようお願いいたします。

記

1 支給する防犯パトロール用品及び数量

	【ベスト】	【帽子】	【腕章】
支給用品			
数量	10着まで	10個まで	20個まで
	<u>※ ただし、1回当たりのパトロール従事者と同じ個数を上限とします。</u>		

2 支給対象団体

次の全てに該当する団体とします。

- (1) 概ね5人以上で組織されていること
- (2) 営利を目的としていないこと
- (3) 町内会、自治会、警察、学校、防犯協会等と連携が図られていること
- (4) 特定の建築物又は施設のみを対象として活動しないこと
- (5) 対象となる防犯パトロール活動を継続的に行うことができること

3 提出書類

- (1) 防犯パトロール用品支給申請書（第1号様式）
- (2) 防犯パトロール団体概要書（第2号様式）

※ 支給申請に係る団体担当者が「申請者」又は「代表者」と異なる場合は、欄外に担当者の住所、氏名及び電話番号の記入をお願いします。

4 提出先

盛岡市市民部くらしの安全課（市役所本庁舎本館6階）又は市民協働推進センター（中央公民館及び西部公民館館内にあります。）あて郵送又は持参願います。

なお、申請に関するお問い合わせは、下記担当までお願いいたします（市民協働推進センターでは、申請書類の受領のみを行います）。

5 支給決定

- (1) 支給要件を満たす団体から先着順で決定します。

なお、支給できる数量に限りがありますので、申請が多数となったときは、支給要件を満たしていても、次回の支給（来年度以降）までお待ちいただく場合があることを御了承ください。

- (2) 支給決定を受けた防犯パトロール用品は、くらしの安全課窓口（市役所本庁舎本館6階）で受領してください。

6 その他

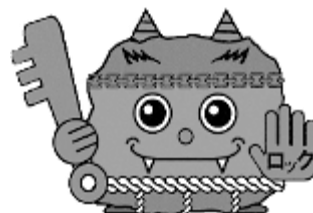
- (1) 支給回数は、1団体当たり用品1種類につき、同一年度1回限りとします。
- (2) 団体が町内会・自治会以外の場合は、地元町内会や学校等の長からの推薦が必要です。

市民部くらしの安全課 担当：高西（たかにし）

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号

電話 019-603-8008（課直通）

鍵かけキャッチフレーズ「おにっこ」キャラクター



- ⓪ おきな安心
- ㊦ 個の鍵かけできたかな？
- ㊧ いうっかりはいけません
- ㊨ どもも大人もみんなで広めよう